

秋田県ボート協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、秋田県ボート協会と称する。

(事務局の所在地)

第2条 本協会の事務局は、理事長または事務局長の居住もしくは勤務する市町村内に置く。

第2章 組織及び代表権

(組織)

第3条 本協会は、秋田県内のボート競技団体及びボート愛好者をもって組織する。

(代表権)

第4条 本協会は、日本ボート協会に対しては本県を代表する者とする。

第3章 目的及び事業

(目的)

第5条 本協会は、本県内におけるボート競技の普及発展並びに相互の融和をはかるをもって目的とする

(事業)

第6条 本協会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本県内における各種大会の開催
- (2) 本県代表選手の選考派遣
- (3) ボート競技に関する調査、研究並びに指導
- (4) その他目的達成に必要な事項

第4章 会計

(財源)

第7条 本協会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 役員の会費
- (2) 加盟団体の分担金
- (3) 公共団体等より交付される補助金
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

2 その他経費に関しては、別途規程で定める。

(会計年度)

第8条 本協会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 役員

(役員)

第9条 本協会につきの役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名

前項に定めるほか、名誉会長、顧問、参与、その他役員を置くことができる。

(役員を選出)

第10条 会長、副会長、理事、監事は総会で推挙し、会長が委嘱する。

2 理事長、副理事長は理事会の意を得て、会長が指名する。

(任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、重任は妨げない。補欠または増員の場合は、前任者または他の同役員の残任期間とする。

(役員の仕事)

- 第12条 会長は、会務を総理し、副会長は会長を補佐する。
- 2 理事長は、会長の命を受けて会務を掌理する。副理事長は理事長を補佐する。
 - 3 理事は、理事会を組織し会務を審議処理する。
 - 4 監事は会計を監査する。

第6章 会議

(総会)

- 第13条 総会は役員をもって組織する。
- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。
 - 3 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 予算及び決算の承認
 - (3) その他会長が必要と認めた事項
 - 4 総会の議長は、会長があたる。
 - 5 総会の議事は出席者の過半数の決議で定め、可否同数のときは議長がこれを決する。

(理事会)

- 第14条 理事会は、必要に応じ会長が召集する。
- 2 理事会の議決は出席理事の過半数で定め、可否同数のときは議長がこれを決する。

第7章 専門部会

(専門部会)

- 第15条 本協会に業務の円滑な運営を図るため必要に応じ専門部会を置くことができる。

第8章 事務局

(事務局)

- 第16条 本協会の事務を処理するために事務局を設置する。
- 2 事務局は、事務局長及び庶務・会計とし、会長がこれを委嘱する。
 - 3 事務局は、会長の指示により本協会の運営に必要な事務の一切を遂行する。

(附則)

- 第17条 本規約は、平成12年4月8日から施行する。